

埼玉県東部地区道路検討会 規約

(名称)

第 1 条 本会の名称は「埼玉県東部地区道路検討会」(以下「検討会」という)と称する。

(目的)

第 2 条 埼玉県東部地域における、規格の高い道路ネットワーク整備に向けて必要な意見交換、検討を行うことを目的とする。

(構成)

- 第 3 条 検討会の委員は、別表 1 に掲げる職にある者をもって構成する。
- 2 検討会の任期は、前条の目的を達成するまでの間とする。
 - 3 検討会には座長を置き、国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所長の職にある者を充てる。

(検討会の運営)

- 第 4 条 検討会は座長が招集する。
- 2 座長は、検討会を代表し、会務を主宰する。
 - 3 座長が職務を遂行できない場合にあっては、予め座長が指名する委員がその職務を代理する。
 - 4 座長は、必要と認める時は、別表 1 に掲げる職にある者以外の者を検討会の構成員に加えることができる。
 - 5 座長は、必要と認める時は、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第 5 条 検討会の事務局は、国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所計画課に置く。

(その他)

第 6 条 この規約に定めるものの他、必要な事項が生じた場合は、座長が検討会に諮って定める。

(附則) この規約は、2019年12月23日から施行する。

埼玉県東部地区道路検討会 委員名簿（案）

所 属	役 職	備 考
国土交通省 関東地方整備局	道路部 道路計画第一課長	
	道路部 計画調整課長	
	北首都国道事務所長	座長
	大宮国道事務所長	
埼玉県	県土整備部 県土整備政策課 政策幹	
東日本高速道路(株) 関東支社	建設事業部 計画設計チーム チームリーダー	
	さいたま工事事務所長	
事務局	国土交通省 関東地方整備局 北首都国道事務所 計画課	